

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 12問 } 3時間
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

〔1〕 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により A の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る B を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 C を省略することができる。

注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	検査の結果	その一部
2 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	点検の結果	当該検査
3 無線設備の設置場所	検査の結果	当該検査
4 無線設備の設置場所	点検の結果	その一部

【解答】4

難易度★★（覚えやすい項目は確実に押さえておきましょう）

変更検査の問題については、「点検の結果」「一部を省略」をセットで覚えておきましょう。

Aは「無線設備の設置場所」です。

[2] 固定局の予備免許中における工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条、第11条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局の予備免許の際に指定した工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、その無線局の免許を拒否しなければならない。
- 2 総務大臣は、予備免許を受けた者が、識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- 3 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、予備免許の際に指定した工事落成の期限を延長することができる。
- 4 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣にその旨を届け出なければならない。

【解答】 4

難易度★（まあ簡単な方かな）

工事設計を変更するのは大きな変更になりますから、届け出ではなく許可を得る必要があります。

[3] 次の記述は、「混信」の定義を述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「混信」とは、他の無線局の正常な業務の運行を A する電波の発射、輻射又は B をいう。

- | | A | B |
|---|----|----|
| 1 | 制限 | 反射 |
| 2 | 妨害 | 誘導 |
| 3 | 制限 | 誘導 |
| 4 | 妨害 | 反射 |

【解答】2

難易度★（確実に正解したい）

条文では、次のように規定されています。

「混信」とは、他の無線局の正常な業務の運行を妨害する電波の発射、輻射又は誘導をいう。

[4] 次の記述は、受信設備の条件等について述べたものである。電波法（第29条及び第82条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて A の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が A の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が B 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別段の定めがあるものは②にかかわらず、その定めるところによるものとする。
- ④ 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が A の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
- ⑤ 総務大臣は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について④の措置を執るべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 C ことができる。

A	B	C
1 重要無線通信に使用する無線設備	4ミリワット	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
2 他の無線設備	4ミリワット	その事実及び措置の内容を記載した書面の提出を求める
3 他の無線設備	4ナノワット	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
4 重要無線通信に使用する無線設備	4ナノワット	その事実及び措置の内容を記載した書面の提出を求める

【解答】 3

難易度★（必ず正解したい）

Aは「他の無線設備」です。重要無線通信に対して機能に支障を与えてはいけなのに対して、それ以外の無線通信に対しては支障を与えてもいい、というのはおかしい話です。

Bは4ナノワットで、これは覚えておかなければいけない数値です。

Cは容易に分かるでしょう。

[5] 周波数の安定のための条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第15条及び第16条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものでなければならない。
- 2 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起り得る振動又は衝撃によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。
- 3 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り気圧の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- 4 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。

【解答】3

難易度★（定番問題、必ず正解したい）

条文には次のように規定されています。

第十五条

周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。

2 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り**外圍の温度若しくは湿度**の変化によって影響を受けないものでなければならない。

3 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起り得る振動又は衝撃によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

第十六条

水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、左の条件に適合するものでなければならない。

一 発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものであること。

二 恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の温度係数に応じてその温度変化の許容値を正確に維持するものであること。

[6] 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第41条）、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、発見した日から1箇月以内に発見した免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 2 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
- 3 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- 4 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

【解答】1

難易度★（定番問題。必ず正解したい）

定番問題です。条文には次のように規定されています。

無線従事者規則

第五十条

無線従事者は、氏名に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、別表第十一号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- 二 写真一枚
- 三 氏名の変更の事実を証する書類（氏名に変更を生じたときに限る。）

第五十一条

無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から十日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。

2 無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

[7] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の運用について述べたものである。電波法（第53条及び第54条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- (1) 免許状に B であること。
- (2) 通信を行うため C であること。

A	B	C
1 無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内	必要最小のもの
2 無線設備の設置場所	記載されたもの	必要かつ十分なもの
3 無線設備	記載されたものの範囲内	必要かつ十分なもの
4 無線設備	記載されたもの	必要最小のもの

【解答】1

難易度★（必ず正解したい基本問題）

容易な問題ですから、知らなかった人は必ず覚えておきましょう。

第五十三条

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状又は第二十七条の二十五第一項の登録状（次条第一号及び第百三条の二第四項第二号において「免許状等」という。）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

第五十四条

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- 一 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
- 二 通信を行うため必要最小のものであること。

[8] 次に掲げる通信のうち、固定局（電気通信業務の通信を行う無線局を除く。）がその免許状に記載された目的等にかかわらず運用することができる通信に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波の規正に関する通信
- 2 免許人以外の者のために行う通信
- 3 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- 4 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のために行う通信

【解答】2

難易度★（簡単。必ず正解すること）

この問題も容易です。常識的に判断しても正解が分かるでしょう。

第三十七条

次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする（略）

一 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
（略）

二十四 電波の規正に関する通信

二十五 法第七十四条第一項に規定する通信の訓練のために行う通信
（以下略）

[9] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許人の総務大臣への報告等について述べたものである。電波法（第 8 0 条及び第 8 1 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

① 無線局の免許人は、次の (1) 及び (2) に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

(1) A 。

(2) B 。

② 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他 C を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

A	B	C
1 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき	電波法第 7 4 条（非常の場合の無線通信）第 1 項に規定する通信の訓練のための通信を行ったとき	電波の能率的な利用
2 無線設備の機器の試験又は調整を行うために無線局を運用したとき	電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき	電波の能率的な利用
3 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき	電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき	無線局の適正な運用
4 無線設備の機器の試験又は調整を行うために無線局を運用したとき	電波法第 7 4 条（非常の場合の無線通信）第 1 項に規定する通信の訓練のための通信を行ったとき	無線局の適正な運用

【解答】 3

難易度★（簡単な問題）

いわゆる 80 条報告については、比較的よく出題されるうえ容易に正解できる問題なので、必ず覚えておきましょう。

第八十条

無線局の免許人等は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

一 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき（略）。

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。

三 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

第八十一条 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人等に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

[10] 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合に関する次の事項のうち、電波法（第72条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の空中線電力が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えていると認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の周波数が免許状に記載された周波数以外のものであると認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波が重要無線通信に妨害を与えていると認めるとき。

【解答】2

難易度★（頻出問題）

電波の質が悪く、思いがけない周波数の成分が含まれていると、気付かないうちに重要通信や人命にかかわる通信に影響を与えている可能性があるため、臨時に電波の発射の停止を命じる権限が与えられています。おなじみの出題ですから、必ず正解しましょう。

第七十二条

総務大臣は、無線局の発射する電波の質が第二十八条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

2 総務大臣は、前項の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が第二十八条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定により発射する電波の質が第二十八条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに第一項の停止を解除しなければならない。

[11] 無線従事者の免許の取消し等に関する次の記述のうち、電波法（第42条及び第79条）及び無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めて無線設備の操作の範囲を制限することができる。
- 2 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 3 総務大臣は、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 4 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

【解答】 1

難易度★★（ちょっと考えるかもしれないけど消去法でも答えは求まる）

選択肢2・3・4は良く見かける条文ですから、これを排除すれば消去法でも正解は求まります。

第七十九条

総務大臣は、無線従事者が左の各号の一に該当するときは、その免許を取り消し、又は三箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したとき。
- 二 不正な手段により免許を受けたとき。
- 三 第四十二条第三号に該当するに至ったとき。

2 前項（第三号を除く。）の規定は、船舶局無線従事者証明を受けている者に準用する。この場合において、同項中「免許」とあるのは、「船舶局無線従事者証明」と読み替えるものとする。

3 第七十七条の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による取消し又は停止に準用する。

[12] 次の記述は、無線局（包括免許に係るものを除く。）の免許状の訂正及び再交付について述べたものである。無線局免許
手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4まで
のうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 免許人は、電波法第21条の免許状の訂正を受けようとするときは、次の(1)から(5)までに掲げる事項を記載した
 A を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

- (1) 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 無線局の種別及び局数
(3) 識別信号 (4) 免許の番号 (5) 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

② 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、 **B** 旧免許状を返さなければならない。

③ 免許人は、免許状を **C** 、失った等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、次の(1)から(5)までに
掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

- (1) 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 無線局の種別及び局数
(3) 識別信号 (4) 免許の番号 (5) 再交付を求める理由

④ 免許人は、③により免許状の再交付を受けたときは、 **B** 旧免許状を返さなければならない。ただし、免許状を失
った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

	A	B	C
1 届出書	届出書	遅滞なく	破損し
2 申請書	申請書	遅滞なく	破損し、汚し
3 申請書	申請書	10日以内に	破損し
4 届出書	届出書	10日以内に	破損し、汚し

【解答】2

難易度★（簡単な問題）

免許状の訂正は、届出ではなく申請が必要です。また、新たな免許状の交付を受けた場合、遅滞なく旧免許状を
返納します。

Cは、「破損し、汚し」です。

第二十二條

免許人は、法第二十一条の免許状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣
又は総合通信局長に提出しなければならない。

（略）

5 免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。

第二十三條

免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる
事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない（略）